

■わが国の AEO 制度—その改善に向けて

現状	改善に向けて
・ 輸出： CY カット時間は AEO、一般貨物とも同一。通関済み、未通関に関係なく原則 08：30—16：30（月—金） ・ 輸入： 一般貨物の申告開始は船降ろして CY 搬入後。ただし、AEO には本船到着前の申告が可能 ・ 基本的に「保税搬入原則」が輸出入とも規制のベースとなっている——これは、わが国固有の管理形態ではないか	・ 輸出許可済み AEO 貨物には別途ターミナル搬入カット日、時間を設定する—— 許可済み貨物の保税管理は不要 ・ 自社施設などで申告し許可を受けた輸出 AEO 貨物、到着前に申告し許可を受けた輸入 AEO 貨物は、一般貨物と同じく CY へ搬入することなく、別途、迅速な処理が可能な作業体制を構築すべき ・ AEO としての特典は、保税搬入原則の免除だけではなく、自由化申告に加え、EU の関税法に規定されている「輸出者の記録による申告」や「自己査定」なども参考にすべきではないか ・ ターミナルへ搬入する前に許可を受けた一般輸出貨物は、AEO と同様ターミナル搬入に際し保税管理は不要とする、など

出所：筆者作成